

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに
 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令等の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>本改正に賛成である。</p> <p>1 地方公共団体情報システム機構において適切に管理がなされるのであれば、問題ない改正であると思われた。</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>	<p>なし</p>
	<p>1) 意見提出が30日未満の場合の理由に納得できません。意見募集期間を延長すべきです。</p> <p>(理由) 今回の意見募集は、平成29年5月18日(木)から5月21日(日)までの4日間という土日を含む異例の短期間の実施で、報道資料では郵送も21日(日曜日)必着となっています。これでは意見提出は保障されず、行政手続法の趣旨に反しています。</p> <p>緊急に制定する必要として、地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律(以下「機構改正法」と略記)を理由に、情報連携施行日(平成29年5月30日)より前に施行する必要を挙げています。</p> <p>しかしこの改正で新たに規定された機構処理事務の管理規定は、速やかに定めるべきものではあるものの、情報連携の開始日までに必ず定めなければならないものとは思われません</p> <p>また機構改正法が「今後開始する情報連携を見据えた改正」であることも情報連携施行前に定める理由としていますが、この改正法の中に具体的な「今後開始する情報連携」の規定はなく、「今後」のことであればその際に改正すべきで、情報連携開始前に定めなければならない理由にはなりません。</p> <p>仮にこれらを情報連携開始前に定める必要があるとしても、情報提供ネットワークシステムの試行利用開始は7月とされているのですから、施行日そのものを延期し意見募集期間を保障すべきです。</p> <p>2) 本人確認情報を利用することができる事務は、住民基本台帳法施行規則への追加ではなく、住民基本台帳法で定めるべきである。</p> <p>(理由) 番号利用法第八条第二項で、個人番号生成のための本人確認情報(住民票コード)の利用は認められていました。今回、新たに機構改正法による住民基本台帳法改正により、番号利用法第41条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものに利用することができるとされました。</p> <p>今回の省令改正案で機構改正法にいう「総務省令で定めるもの」として、省令第35条第1項第4号(個人番号カードの作成)、第5号(個人番号カード交付通知書の作成)、第7号(個人番号</p>	<p>1)について</p> <p>「地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律(平成29年法律第 号)」(以下「改正法」という。)は、今後開始する情報連携を見据えて、機構のガバナンスを強化し、総務大臣による監督権限規定を設ける法改正であることから、番号利用法における情報連携の規定の施行期日(平成29年5月30日)よりも前に施行することが適当であり、平成29年5月29日を施行期日としたところです。</p> <p>また、改正法において規定する機構処理事務管理規程の記載事項等については、省令に委任することとされていることから、当該記載事項等を規定する本改正省令についても、改正法の施行期日(平成29年5月29日)と同日に施行する必要があります。</p>	

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
2	<p>カードの作成及び運用に関する状況の管理)に規定する事務に、本人確認情報の利用を認めています。</p> <p>本人確認情報の利用範囲は住民基本台帳法で限定列挙され、厳密に規定されています。しかし今後、総務省令によって機構の本人確認情報の利用の拡大が認められていけば、住民基本台帳法の限定列挙は空洞化しかねず、総務省令による利用拡大には反対です。</p> <p>さらに今回の利用拡大については、住民の異動にともなう個人番号カードの住所等の誤記載を防止するためと国会で説明されています。しかし個人番号カードの作成は市町村からの委託によるもので、記載内容の訂正は市町村が指示すべきであり、機構での確認は必須ではなく、今回の改正は必要がありません。</p> <p>むしろ、個人番号カードの誤記載防止を口実に、機構による本人確認情報利用をなし崩しに拡大しようとしているのではないかと、という危惧を感じます。</p> <p>もし個人番号カードの誤記載防止のために機構による本人確認情報の確認がどうしても必要なのであれば、個人番号生成のための住民票コードの利用と同じく、住民基本台帳法の中で個人番号カードの作成、個人番号カード交付通知書の作成、個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理に限って本人確認情報の利用を認める規定をすべきです。</p> <p>3)改正の内容の周知がされていない</p> <p>(理由)都道府県知事、市町村長等が「機構」に、自治体中間サーバーと情報連携で用いられる専用回線の一部の設置及び管理に関する事務を委任する規定が新設されています(省令第48条)。</p> <p>これは機構改正法で規定された事項ではなく、機構改正案の国会審議でもこのことについての説明はされていません。委任事項は省令改正案では、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め 2. 法第二十二條第一項の規定による特定個人情報の提供 <p>とされ、これではどういう内容はわからず、意見は出せません。</p> <p>またこの規定は情報連携そのものに関わる事項であり、5月30日の情報連携施行日、7月の連携開始を考えれば、いまから委任についての手続が間に合うとは思えません。省令改正前から、実際にはすでに委任手続が進行しているのでしょうか。</p> <p>中間サーバーの運営や情報提供ネットワークシステムの設置・管理は、マイナンバー制度におけるシステム面の個人情報保護措置に関わる重要な事項です。この点についての意見提出が保障されずに委任が進めば、個人情報保護措置が機能していないということになります。</p> <p>今回の意見募集は取り消し、情報連携の開始は延期し、周知と意見提出の機会を保障することを求めます。</p>	<p>2)について</p> <p>機構が、機構保存本人確認情報を利用できる事務の範囲は、機構処理事務の範囲を超えることはありません。機構処理事務は、番号利用法の規定により機構が処理する事務であり、無際限に新たな事務を追加することができるものではありません。</p> <p>カード管理システムの情報と機構保存本人確認情報の確認は、市町村から委任されている個人番号カードの作成に関する事務の一部として機構が行うものです。これにより市町村の事務作業を必要最小限のものとし、市町村の事務処理誤りも防止可能となると考えております。</p> <p>3)について</p> <p>本省令改正によって、地方公共団体が情報連携において特定個人情報の提供の求めや提供を行う際に用いる自治体中間サーバーの設置・管理に関する事務等を委任することができることとなります。</p> <p>この自治体中間サーバーの設置・管理に関する事務等については、従来から機構が実施することとして制度設計され、必要な準備を進めてきた旨を国会審議においても明らかにしてきたところです。今般、情報連携の開始に際し、本省令改正を行い、機構と各地方公共団体の間で本省令に基づき委任の手続が行われることとしたところです。</p> <p>本改正省令については、改正法と同時に施行することが必要不可欠であり、改正法の成立から施行までの期間が短いため、意見公募期間を短縮することとしました。</p>	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
3	<p>地方公共団体情報システム機構(以下「機構」)は信頼できない無責任な組織であるため、業務を限りなく縮小するか、解体するべきです。昨年1月からのマイナンバーカード発行事務の遅延や混乱は、「安全管理」よりも「普及」を優先させたことが原因であるとの報道がありました。更に機構はその責任をシステム開発の発注先の業者に押し付けたそうです。このような無責任な機構に大切な個人番号(共通番号)を任せるわけにはいきません。従って、「地方自治体が機構に業務の一部を委任する」という今回の改正(改悪)案には反対ですし、ひいては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)も撤廃するべきです。この番号法による「個人番号」は「税と社会保障及び災害対策」だけに留まらず、将来、「健康情報」や「生体情報」まで紐づけ可能な「個人情報の塊」と化す「共通番号」です。「符号で照合する」といっても「紐づけ」には変わりありません。「便利さ」につられてこのような危険な番号制度を作ってはなりません。番号法は廃止するべきです。日本国を愛する日本国民の一人として警告致します。</p>	<p>中間サーバーの設置・管理に関する事務等については、経済的な効率性の観点や機構が住基ネット、LGWANの運用、個人番号とすべき番号の生成を行っていることから、地方公共団体からの委任を受けて機構が実施することとしています。</p>	なし
4	<p>1) 機構処理事務、機構処理事務特定個人情報等の内容を具体的に規定すべきである。</p> <p>「改正法」により、番号利用法第四十一条の二で「機構処理事務」が新設されましたが、その内容は「この法律の規定により機構が処理する事務」としか規定されていません。「改正法」第四十一条の三で「機構処理事務特定個人情報等」は、「機構処理事務において取り扱う特定個人情報その他の総務省令で定める情報」となっており、今回の総務省令案でどのような事務が具体的に規定されると思っていたところ、今回の省令改正案の第五十三条では、(機構処理事務特定個人情報等の内容)として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機構処理事務において取り扱う特定個人情報 2. 機構処理事務において取り扱う個人情報(前項に規定する特定個人情報を除く。) 3. 機構処理事務において機構が取り扱う電子計算機及び電気通信回線の一部に関する秘密としか規定されていません。 <p>これではいったい機構でどのような個人情報を「機構処理事務」として扱うのか、まったくわかりません。</p> <p>具体的な事務を規定すべきです。</p>	<p>番号利用法の規定により機構が処理する事務が機構処理事務です。この事務において取り扱う情報等については、遺漏なく安全確保措置がとられるよう本改正省令のとおり規定しているところです。</p>	なし

※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。